

別表1 違約金関係（第3条第3項及び第6条第3項関係）

一 通常期における違約金（日帰り客室利用及びLUONTO（ルオント）の利用を含みます。以下同じです。）

契約解除日	違約金の額（割合）			
	個人（14人まで）	団体（15人以上29人以下）	団体（30人以上99人以下）	団体（100人以上）
不泊	100%			
当日	該当する宿泊日に係る宿泊料金（以下「該当宿泊日料金」とします。）の100%			
前日	該当宿泊日料金の50%		該当宿泊日料金の80%	
2日前まで	該当宿泊日料金の30%		該当宿泊日料金の50%	
3日前まで	該当宿泊日料金の30%			該当宿泊日料金の50%
4日前から5日前まで	該当宿泊日料金の30%			該当宿泊日料金の40%
6日前から7日前まで	該当宿泊日料金の20%		該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の40%
8日前から14日前まで	—		該当宿泊日料金の20%	該当宿泊日料金の30%
15日前から30日前まで	—		該当宿泊日料金の10%	該当宿泊日料金の20%

注1）宿泊予約日数が2日以上の場合は、宿泊日ごとに、上記の表に基づき違約金を収受します（次の二及び三において同じです。）。

注2）契約解除日に係る通知期限は午後6時までとし、かつ、当該午後6時までに当旅館に到達した通知に限るものとします（次の二及び三において同じです。）。

注3）個人（1人から14人まで）のお申込みであっても、宿泊予約の総日数が15日間を超えた場合は、団体客としてみなします（次の二及び三において同じです。）。

注4）団体客の一部について宿泊予約の解除があった場合であって、次のすべてに該当する場合は、違約金は発生しないものとします。この場合において、次のすべてに該当しない場合は、宿泊予約の解除があった人数の割合に応じて、上記の表に基づく違約金を徴収します（次の二及び三において同じです。）。

ア 宿泊日の前日までの宿泊予約

イ 宿泊予約人数の10%以下に当たる人数（端数は切上げ）の解除

注5）契約日数が短縮された場合は、短縮日数にかかわらず、その短縮によって宿泊しないこととなった日に係る宿泊料金に限り、違約金を収受します（次の二及び三において同じです。）。

二 特別プランにおける違約金（その１：コンパニオンプラン）

ア 予約人数２９人以下

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 （宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。）	コンパニオンの人数が減少する場合 （減少したコンパニオン人数の割合に応じます。）
不泊	１００％	１００％	１００％
当日	１００％	１００％	１００％
前日	該当宿泊日料金の 70%	該当宿泊日料金の 50%	該当宿泊日料金の 70%
２日前まで	該当宿泊日料金の 70%	該当宿泊日料金の 30%	該当宿泊日料金の 70%
３日前から ７日前まで	該当宿泊日料金の 50%	該当宿泊日料金の 30%	該当宿泊日料金の 50%
８日前まで	—	—	—

イ 予約人数３０人以上９９人以下

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 （宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。）	コンパニオンの人数が減少する場合 （減少したコンパニオン人数の割合に応じます。）
不泊	１００％	１００％	１００％
当日	１００％	１００％	１００％
前日	該当宿泊日料金の 80%	該当宿泊日料金の 80%	該当宿泊日料金の 80%
２日前まで	該当宿泊日料金の 70%	該当宿泊日料金の 70%	該当宿泊日料金の 70%
３日前から ７日前まで	該当宿泊日料金の 50%	該当宿泊日料金の 50%	該当宿泊日料金の 50%
８日前まで	該当宿泊日料金の 20%	該当宿泊日料金の 20%	該当宿泊日料金の 20%

ウ 予約人数100人以上

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 (宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。)	コンパニオンの人数が減少する場合 (減少したコンパニオン人数の割合に応じます。)
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
前日	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%
2日前まで	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%
3日前から7日前まで	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%
8日前まで	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の30%

三 特別プランにおける違約金（その2：コンパニオンプランを除く特別プラン）

当旅館の近隣地域において大規模な催事（花火大会、コンサート、スポーツ大会、博覧会その他の各種イベント等）が開催される期間中及びその前後の期間中の宿泊を対象とした宿泊プランに係る違約金、又は宿泊プラン自体に特典の付与及び割引等の特約事項を設けた宿泊プランに係る違約金

ア 提携する他の事業者又は当旅館において特別プランをお申し込みいただいた場合は、前記一に関わらず、そのプランのお申し込み時にご確認いただいたキャンセルポリシーに従って計算した金額を、その違約金として収受します。

イ 契約日数が短縮された場合は、短縮日数に関わらず、その短縮によって宿泊しないこととなった最初の日の分の宿泊料金に限り、違約金を収受します。

ウ 特別プランにおける違約金を適用する催事及び期間を指定する場合は、当該期間を当旅館公式サイト及び提携する他の事業者が運営するホームページ又は宿泊プラン内容等において掲出するものとします。

注記：次ページの館内利用規則（宿泊約款第10条関係）へ続きます。